十四、本庄食品株式会社に対する件

昭和五十年（排）第一号

排除命令

埼玉県本庄市寿町二丁目十一番三十七号
本庄食品株式会社
右代表者　代表取締役　須田武夫

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　本庄食品株式会社は、取引先である卸売業者を対象に、昭和四十九年三月及び四月における即席めん類の取引に関し、「自家ブランド発売三周年記念」と称して行った景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「即席めん類業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四十一年公正取引委員会告示第十一号）第二項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示するとともに、その取引先である卸売業者に対し、これと同一内容の通知をしなければならない。この公示及び通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、即席めん類の販売に関し、卸売業者に対して、正常な商習慣に照らして過大な景品類（「即席めん類製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」（昭和四十一年公正取引委員会告示第十二号）第三条第

二項但書の各号に定めるものを基準とする。）を提供してはならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示及び通知について、すみやかに、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　本庄食品株式会社（以下「本庄食品」という。）は、肩書地に本店を置き、即席めん類の製造販売業等を営む事業者である。

二　本庄食品は、即席めん類の自家ブランド発売三周年記念事業として、同社が製造販売する即席めん類の取引先である卸売業者を対象とし、昭和四十九年三月及び四月における同社からの即席めん類の仕入数量と取引の状況を勘案して、卸売業者二十店を選び、これら卸売業者一店について招待人員をそれぞれ一ないし六名と定め、参加希望者を募り、参加申込のあったものを台湾旅行（三泊四日一人当り十万三千八百円、うち参加者負担額二万九千円）に招待することを企画し、昭和四十九年六月、右企画に基づき、卸売業者を招待した。

三　即席めん類の製造又は販売を業とする者が即席めん類の販売を業とする者に対して提供することができる景品類は、「即席めん類業における景品類の提供に関する事項の制限」第二項但書に掲げるものに限定されているところであって、前記二記載の海外旅行招待は、この限度内のものとは認められない。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、本庄食品の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「即席めん類業における景品類の提供に関する事項の制限」第二項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五十年二月二十六日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英
委員　橋本徳男
委員　呉文二
委員　瀧川正久
委員　青山春樹